

## 第1回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日時 平成23年7月15日（金）午後7時～9時30分

場所 市役所本庁舎地下第1・2会議室

参集者 学識経験者委員

清水委員

市民委員

有山委員、角田委員、金内委員、佐藤委員、鷹栖委員、田中委員、人見委員  
増子委員、市川委員、鈴木委員、沼田委員、菟川委員、穂積委員、矢内委員  
和知委員

職員委員

我妻委員、泉委員、遠藤委員、川島委員、小松委員、齋藤委員、佐川委員  
野崎委員、松島委員

オブザーバー

佐藤（亮）、橋本、藤原、水間、山田、河合、佐藤（冴）、渡部

鈴木和夫市長

事務局

圓谷市長公室長

企画政策課 戸倉課長、邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、藤田副主査、  
石川主事

### 1 開会

### 2 委嘱状交付

市長より各委員へ委嘱状を交付した。

### 3 市長挨拶（要旨）

3月11日の大震災により日本という国が、今後の考え方、国の作り方が大きく切り替わるであろうと言われております。

その前に地方分権という議論が法制度も含めて平成6年から進められてまいりました。その中で、国から地方に必要な財源と権限を移譲し、地方自治体はその地方の実態にあった形で自由に行政を行うことができるようになる、そういう仕組みを作っていくことが市民の幸せに繋がるという議論が展開されてまいりました。

かつての中央集権型の行政においては、国が全ての権限、財源をもち、全ての地方自治体を国の法律でもって統制し、また国が地方へ財源を配分するという形でありましたが、このような考え方はもう妥当しません。福島県には59の市町村があり、全

国には約1750の市町村がありますが、気象、風土、経済状況、財政状況、福祉の状況、どれをとっても、みんなそれぞれ違います。このため、それぞれの個性を活かしたまちをどうつくっていくのかが重要になってまいります。

このため平成6年に地方分権推進法が制定され、地方へ権限、財源を移譲するという議論が進み、平成12年に地方分権一括推進法の制定で、法律上、国と地方は上下関係から対等な関係となりました。しかし、まだまだ実態上は国の考え方を地方に浸透させながら行政を展開していくという元の姿から脱却しきれておりません。

しかし、今回の東日本大震災により、地域の人々が何を欲しているのかは、地域が一番知っているのだから、それに必要な財源、権限、物の考え方は地域が持つべきだということが、より鮮明になってまいりました。

そういう意味で、各地域のあり方をどういう風に考えていくのか、白河のあり方をどうしていくのかを大きく示す、まちの憲法、自治基本条例は、今後の白河市を運営していく上での羅針盤として機能していく重要な条例となるものであります。

自治基本条例については、議会が提案する形、行政が提案する形、市民が提案する形と様々な形で検討されてきておりますが、本市は、市民と行政とが共同で検討することといたしました。

白河市の地域のあり方をどのように自治基本条例に盛り込んでいくのか、そして、自治基本条例を頂点に、行政の事務事業をどのように体系化していくのかが今後問われてまいります。そういう意味で、大変重要な市民会議であります。皆さま本当に多くの各界各層からお集まりになられておりますので、どうか、自分の目で、自分の生活感覚でご発言をお願いしたいと思います。

そして、今回、オブザーバーとして福島大学の学生の皆さまにもご参加いただいております。学生の皆さんは、将来、自分が自治体の行政マンになったときに、どんな自治体になったらいいのかを探っていくためにも、自治基本条例に興味を持ってもらえるようですので、質・量ともに充実した議論となるよう、お願いをしたいと思います。

これから長期に渡って様々な検討をお願いすることとなりますので、どうか、有意義な議論が展開され、見事な条例の姿が出来上がることを心からご期待申し上げ、挨拶といたします。

#### 4 市民会議の運営について

##### (1) 座長・副座長の選任

○座長については、白河市自治基本条例を考える市民会議設置要領（以下、設置要領）第5条第2項により福島大学行政政策学類清水晶紀准教授が就任。

○副座長については、設置要領第5条第3項で互選により定めることとされていることから、立候補を募ったが、立候補者がいなかったため、事務局から人見光太

郎委員の就任を提案し、承認された。

#### ○清水座長挨拶

福島大学の行政政策学類で行政法という科目を教えております清水と申します。今回、縁があり、白河市自治基本条例を考える市民会議の座長を務めさせていただくこととなりました。これから長丁場となりますが、みなさんよろしく願いいたします。

自治体の基本となる条例をみなさんと議論してつくっていくこととなります。先程市長から、自治体の憲法というお話がありましたが、憲法というのは国民が国家をコントロールするためのルールです。それと同じで、自治基本条例も市民が自治体をコントロールするためのルールと考えていただいても構構だと思えます。そのためには、一般の市民のみなさんの感覚で、この自治基本条例の内容をしっかりと議論していただき、その議論の内容を条文に反映させていくことが非常に重要であろうと思えます。その意味ではあまり気張らずに、皆さんが普段白河市で生活をして感じていることを色々議論の中で出していただければ、白河市ならではの自治基本条例が出来上がってくるのではないかと考えております。

また、私のゼミの学生も、皆さまの議論に参加させていただきますが、これも、白河市民ではない人の意見を聞くことで新しい発見もあると思えますので、それで逆にどう思うのか、お互いに議論していくことで、よりよい自治基本条例をつくっていけたらと思えます。簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。これからよろしく願いいたします。

#### ○人見副座長挨拶

このまちに生まれこのまちで育った、またはこのまちに縁の深い方々がお集まりになったことと思えます。私も皆さんとともに努力していきたいと思えますので、どうかよろしく願いいたします。

### (2) 市民会議の運営について

会議資料により、白河市自治基本条例の策定スキーム、市民会議の運営について、事務局より説明した。質疑応答は以下のとおり。

#### 【質疑応答】

○説明は分かったが、スケジュールを見ると、自由な議論、闊達な議論という割には何かルールが敷かれているような感じもし、報償金をいただくことが後ろめたい気もするが、報償金は辞退してもよろしいか。

→検討項目はこちらから提示はしているが、皆さまが日常生活をしている中で、感じている想いやお考えを自由に出していただき、その内容を条例に反映させていくための会議ですので、ご理解いただきたい。また、報償金の辞退に

については、検討する。(事務局)

○自治基本条例がどのようなものなのか、事例を含めて説明した上で議論に入っていくべきではないか。

→今回も含めて清水先生による自治基本条例に関する講義を3回行い、自治基本条例の概要についてご紹介していく予定です。また、今回のワークショップは自治基本条例に関する検討というより、自治基本条例に触れていただく、親しんでいただくためのワークショップである。清水先生による講義や今回のワークショップを通じて、自治基本条例について学んだ後に、議論を行っていく予定である。(事務局)

○市民会議で議論していく中で、自治基本条例は策定すべきではないとなった時には、策定しないということになるのか。

→策定するというのが基本であり、本会議は条例の内容を検討するための会議という位置づけである。しかし、今後、条例の内容等について議論を重ねていった結果として、市民会議の総意として策定すべきではないという結論に至るようなことがあった場合には、策定しないということも可能性としてはあるのではないか。(事務局)

○まちの憲法ということだが、かなり重要な条例になる。清水先生の考えも資料としてもらっているが、清水先生の考え方だけが正しいといわけではない。会議の中で清水先生以外の考え方をもちの方のお話しも聞くということは考えているのか。

→予定ではあるが、先進的な自治体の皆さんをお迎えしてお話しを聞く機会も設けていきたいと考えている。(事務局)

→今回、次回、次々回とお話をさせていただくが、私の意見をみなさんにお伝えしようという趣旨でお話をするというわけではない。こんな考え方もあるということを提示させていただいて、あとは皆さんにお考えいただこうと考えている。(清水座長)

## 5 全体会議・グループ別会議

### (1) 全体会議

会議資料により憲法、法律、条例、自治基本条例とは何かについて清水座長による講義を行った。

## (2) グループ別会議

自治基本条例について親しむために、A～Dの4グループに分かれ、三鷹市と大和市の自治基本条例の読み比べを行った。今回は、Q1とQ5の質問（会議資料参照）に絞って、各グループごとに解答をまとめ発表を行った。各グループごとの発表内容の概要と清水座長のコメントは以下のとおり。

Q1：三鷹市自治基本条例の目的や目指していることはどんなことですか。

Q5：それぞれの条例が定める「市民の権利」に「〇〇権」や「〇〇する権利」などと名付け、共通する権利、異なる権利を比較してください。同様に、「市民の責務」についても、「〇〇する責務」などと名付け、共通する責務、異なる責務を比較してください。

### ○Aグループ

- ・三鷹市の市民、行政としてめざしていることは前文に記載されている。その目的として第1条で自治基本条例を策定することとされている。
- ・「権利」、「責務」について、どこまで書くのかというのが難しい。細分化していけば、当たり前のことを規定するだけになったりするので、どこで線を引くのが問題。
- ・市民の責務については、三鷹市では第5条、大和市では第10条に記載がある。
- ・三鷹市では納税の義務、事業者の義務など、大和市では「そこまで書かなければいけないのか」という所がある。
- ・大和市には11条に「子ども」という規定があり、面白い。
- ・きれいな言葉だけを並べただけの条例となってしまうのではないかと、市長が変われば条例の内容も変わってしまうのではないかと不安があるという意見もあった。
- ・白河市の独自性を出すという時に、どこまでの内容を書いていけばいいのか。

(清水座長のコメント)

- ・三鷹市の目指していることや制定目的が、前文、第1条に記載されているというのは、その通り。
- ・白河市の独自性をどこまで書いていくのが難しいというのはそのとおり。細かく書けば膨大な文章量になってしまい条例としての体を成さないという状況にもなりかねない。知恵が必要。議論の中でこそ生まれてくるものなので、皆さんの議論に期待したい。
- ・きれいな言葉だけを並べただけになるのではという点に関しては、市民の皆さんに参加していただくことで、ある程度解消していけるのではないかと。そうなるように皆さんに頑張っていただきたい。
- ・市長が変わったら条例の内容も変わってしまうのではないかとこの点に関して

は、自治基本条例を最高法規として考えて良いのかということと密接に関係してくるので、次回以降コメントしていければと思う。

- ・市民の権利や責務についてどこまで規定していけばいいのか難しいというのはそのとおり。それは立法した人達の考え方が反映されているということ。子どもに関する規定も教育を重視したいという意図あったのではないか。こういった点についても、白河ならではものがあるのかどうか、この会議で議論していただけたと思う。

#### ○Bグループ

- ・前文の「魅力と個性のあふれるまち三鷹をつくること」が三鷹市自治基本条例が目指すことではないか。この条例には「市民のため」という言葉が多用されていることから、「市民のためのまちづくり」が目的なのではないか。

(清水座長のコメント)

- ・前文や第1条に目的や目指していることを書いていくというのが通常の形式であるが、その中でも特にここではないかと追求していただけた。今後白河市の自治基本条例をつくっていく上で、こういった、キーになる言葉は何なのかというのを押さえて各グループで議論していただけるといいのではないか。

#### ○Cグループ

- ・三鷹市の市民や行政の責任などを定めているが、このような点は、今後検討を進めていく上で参考となるのではないか。
- ・三鷹市は18歳以上の者に、大和市では16年以上住んだ者に住民投票の権利を与えるなど、若い人達にまちづくりに興味を持ってもらうための仕組みと整えているという点も参考となるのではないか。
- ・白河市には歴史、文化などもっとPRできるものがあるので、そういったものを活かしたまちづくりについて考えることが、白河市自治基本条例の足がかりになってくるのではないか。

(清水座長のコメント)

- ・Cグループの特徴は、目的や前文にとらわれずに色々と議論していただき、白河ということを中心に年頭において議論していただけたこと。
- ・三鷹や大和では若い人への関心が強い、市民と行政がそれぞれ自己責任をもってやっていくべきというところが参考になるのではということであるが、この辺りについては議論のあるところということもできる。条例や法令の本来の発想は、市民の権利と国や自治体の義務という発想でつくられている。それに対して市民の責任ということを決めることの積極的な意味とマイナス面をどう考えていくのかについても今後考えていただければと思う。

- ・私は白河に住んでいる訳ではないが、白河はすごく魅力のあるまちであると感じている。自治基本条例でこういったところが白河市のアイデンティティなのかということを考えていくことも重要である。白河の魅力をアピールするというようなことは自治基本条例に入ってくるようなことではないのかもしれないが、自治基本条例を踏まえて、こんな風にアピールしていこうよというような事がいえるような条例をつくっていければいいのではないかと思う。

#### ○Dグループ

- ・1条「市民自治による協働のまちづくりを推進し」が目的。
- ・23条の「行政サービスに関する情報を分かりやすく市民に公表するとともに、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努める」ことも目的なのではないか。

(清水座長のコメント)

- ・情報の共有というのは、要になる話。これまで市民が行政、つまり役所のことを知らなすぎたのではないかという議論が昔からあった。今では役所による情報公開が進んできてはいるが、情報をきちんと共有すること、そこから全てが始まるということも言える。

#### (3) 講評 (清水座長)

同じテーマについて議論しているのに、各グループの中では、それぞれが様々な視点から様々な内容の議論が交わされている。それをお互いが共有することで、新しい発見が生まれる。このことは非常に重要であるので、今後もこのような形で議論を進めていければいいのではないかと考えている。

#### 6 次回の会議等について

次回の会議は7月25日(月)を予定していること、及び宿題として、次回検討する「自治基本条例に期待すること・こんな条例にしたい(したくない)こと・盛り込みたい内容」について考えてきていただくことについて、説明した。

#### 【質疑応答】

○今回の会議資料を見ていると、三鷹や大和市の条例の内容など、ワークショップをする上で事前に読んでおいた方がいいと感じた。資料を事前に送ってもらうことはできるのか。

→ワークショップを行う上で、事前に読んでおいた方がいいものがある場合には、事前に送付するようにする。(事務局)

#### 7 閉会

